

議案第5号

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部改正について

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正により引用条文の条ずれが生ずることから、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部を改正する条例

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例（令和2年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「243条の2の8第3項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

大口町町長等の損害賠償の上限を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。</p>